

「日医標準レセプトソフト」

新型コロナウイルス感染症に係る 入院対応

第六版

2020 年 12 月 16 日

日本医師会 O R C A 管理機構

= 目次 =

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について.....	2
2. 入院登録	5
3. 救急医療管理加算.....	7
4. 看護配置加算	9
5. 転院を受け入れた医療機関に係る評価について.....	10

■改版履歴

初版 2020 年 5 月 26 日

第二版 2020 年 6 月 4 日

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」対応

第三版 2020 年 6 月 25 日

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 12）」及び
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」の
一部訂正対応

緑文字の記載が第二版から変更となる箇所

第四版 2020 年 7 月 6 日

6 月 30 日提供の点数マスタ更新で看護配置加算の名称が一部訂正されました。（8 頁）

190222810「看護配置（救命救急入院料 3・イ・診療報酬上臨時的取扱）」

→「看護配置（救命救急入院料 3・診療報酬上臨時的取扱）」

190222910「看護配置（救命救急入院料 4・イ・診療報酬上臨時的取扱）」

→「看護配置（救命救急入院料 4・診療報酬上臨時的取扱）」

190223910「看護配置（特定集中治療室管理料 2・イ・診療報酬上臨時的取扱）」

→「看護配置（特定集中治療室管理料 2・診療報酬上臨時的取扱）」

190224110「看護配置（特定集中治療室管理料 4・イ・診療報酬上臨時的取扱）」

→「看護配置（特定集中治療室管理料 4・診療報酬上臨時的取扱）」

第五版 2020 年 9 月 17 日

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 27）」
について 9 月 16 日提供の点数マスタ更新で算定コードが追加されました。（7～8 頁）

190232650「救急医療管理加算（診療報酬上臨時的取扱・呼吸不全管理）」

第六版 2020 年 12 月 16 日

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」
について 12 月 16 日提供の点数マスタ更新で算定コードが追加されました。（10～11 頁）

190232670「二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）」

本文書は以下事務連絡により重症の新型コロナウイルス感染症患者の入院算定対応についてまとめたものです。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 12）」
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14）」
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 12）」及び
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」の一部訂正について
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 27）」

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数（新設）を算定できる。

令和 2 年 5 月 26 日【事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料（以下「特定集中治療室管理料等」という。）を算定する場合には、別表に示す点数を算定できることとすること。

※令和 2 年 5 月 26 日事務連絡により通常の 3 倍の点数が算定できることとされた。

【令和 2 年 6 月 25 日パッチ対応】（要マスタ更新）

令和 2 年 4 月 18 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについて（その 12）」に基づき新設された、2 倍の点数の入院料のコードが、令和 2 年 5 月 26 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについて（その 19）」で 3 倍の点数コードが新設された事により一旦廃止扱いとされましたが、これについて令和 2 年 5 月 26 日以降も、2 倍の点数を算定する医療機関があることから、2 倍の算定コードが復活しました。また、6 月 23 日事務連絡により以下の特定入院料について 2 倍、3 倍の算定コードが追加されました。

- ・ A300 救命救急入院料 3（□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料）
- ・ A300 救命救急入院料 4（□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料）
- ・ A301 特定集中治療室管理料 2（□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料）
- ・ A301 特定集中治療室管理料 4（□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料）

項 目			点数	
			2 倍算定	3 倍算定
A300 救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3 日以内の期間	20,446	30,669
		ロ 4 日以上 7 日以内の期間	18,500	27,750
		ハ 8 日以上 14 日以内の期間	15,794	23,691
	救命救急入院料 2	イ 3 日以内の期間	23,604	35,406
		ロ 4 日以上 7 日以内の期間	21,372	32,058
		ハ 8 日以上 14 日以内の期間	18,742	28,113
	救命救急入院料 3 (イ 救命救急入院料)	(1) 3 日以内の期間	20,446	30,669
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	18,500	27,750
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	15,794	23,691
	救命救急入院料 3 (ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料)	(1) 3 日以内の期間	20,446	30,669
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	18,500	27,750
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	16,636	24,954
	救命救急入院料 4 (イ 救命救急入院料)	(1) 3 日以内の期間	23,604	35,406
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	21,372	32,058
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	18,742	28,113
	救命救急入院料 4 (ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料)	(1) 3 日以内の期間	23,604	35,406
		(2) 4 日以上 7 日以内の期間	21,372	32,058
		(3) 8 日以上 14 日以内の期間	18,742	28,113
		(4) 15 日以上 60 日以内の期間	16,636	24,954
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7 日以内の期間	28,422	42,633
		ロ 8 日以上 14 日以内の期間	25,266	37,899
	特定集中治療室管理料 2 (イ 特定集中治療室管理料)	(1) 7 日以内の期間	28,422	42,633
		(2) 8 日以上 14 日以内の期間	25,266	37,899
	特定集中治療室管理料 2 (ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料)	(1) 7 日以内の期間	28,422	42,633
		(2) 8 日以上 60 日以内の期間	25,666	38,499
	特定集中治療室管理料 3	イ 7 日以内の期間	19,394	29,091
		ロ 8 日以上 14 日以内の期間	16,236	24,354
	特定集中治療室管理料 4 (イ 特定集中治療室管理料)	(1) 7 日以内の期間	19,394	29,091
		(2) 8 日以上 14 日以内の期間	16,236	24,354
	特定集中治療室管理料 4 (ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料)	(3) 7 日以内の期間	19,394	29,091
		(4) 8 日以上 14 日以内の期間	16,636	24,954
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1		13,710	20,565
	ハイケアユニット入院医療管理料 2		8,448	12,672

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料		12,026	18,039
A301-4 小児特定集中治療室管理料	7 日以内の期間	32,634	48,951
	8 日以上期間	28,422	42,633
A302 新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 1	21,078	31,617
	新生児特定集中治療室管理料 2	16,868	25,302
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	母体・胎児集中治療室管理料	14,762	22,143
	新生児集中治療室管理料	21,078	31,617
A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料		11,394	17,091

算定上限日数については患者の状態により以下の日数を上限として算定する。

- (1) 急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者・・・21日
- (2) 体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者・・・35日

2. 入院登録

新型コロナ重症患者を日レセの入院登録時に新設された点数を算定する場合、特定入院料選択コンボ右にある選択コンボで「2 新型コロナ感染症入院（2倍）」又は「3 新型コロナ感染症入院（3倍）」を選択し入院登録を行います。

※特定入院料選択欄で対象となる特定入院料を選択した場合に限り、「2 新型コロナ感染症入院（2倍）」又は「3 新型コロナ感染症入院（3倍）」が選択可能です。

「3 新型コロナ感染症入院（3倍）」は令和2年5月26日以降に選択可能です。

【入退院登録画面】

新型コロナ感染症患者の入院登録時の保険組み合わせは公費「028 感染症入院」を含んだもので登録を行います。入院登録を行うと対象の特定入院料を算定の最大上限日数となる35日まで算定を行います。（36日目以降はシステム管理「5001 病棟管理情報」に設定されている入院基本料で入院料の算定を行います。）

患者状態によって21日上限となる患者の場合は、22日目に異動処理を行い該当入院料の算定を終了してください。

【救命救急入院料 1（診療報酬上臨時的取扱）を算定時の入院会計照会画面】

(I41)入院会計照会-カード入力 - ORCA病院 [ormaster]

00163 シンガタ コロナ 男 番号 保険組合せ 番号 室料差額

R 2. 5 新型 コロナ S50. 4. 1 45才 0001 協会 01 1,000円

入院科 【内科】 入院日 R 2. 5. 1 退院日 0002 協会 PCR検査 02 2,000円

日数 15 日 通算 15 日 91日以上 R 2. 7. 30 180日以上 R 2. 10. 27 0003 協会 感染症入院 03 3,000円

最終入院 【一般病棟 101 号室】 一般病棟 15日 04 4,000円

番号	名称	点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1	救命救急入院料 1（イ・診療報酬上臨時的取扱）	20446	1	1	1																							
2	救命救急入院料 1（ロ・診療報酬上臨時的取扱）	18500				1	1	1	1																			
3	救命救急入院料 1（ハ・診療報酬上臨時的取扱）	15794								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	外泊																											
5	室料差額																											
6	食事（朝）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	食事（昼）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	食事（夕）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	保険組合せ		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
10	6 級地域加算	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

変更入力欄

変更番号

診療回数

一括修正

プレビュー チェック コメント ADL入力

戻る クリア 前回患者 別変更 食事 前月 次月 変更確定 氏名検索 予約登録 受付一覧 登録

※第二版の訂正

本資料の第二版で5月25日までに新型コロナウイルス感染症による入院を行われた場合5月26日以降に3倍の点数を算定する為、5月26日異動日で「転科 転棟 転室」処理が必要となる説明をしましたが、2倍の算定コードが復活したことにより5月26日以降も引き続き2倍の算定コードで算定が可能となった事から、当記述については削除します。既に「転科 転棟 転室」処理を行われた場合については異動取消しを行ってください。

-----【第二版の説明内容】-----

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」により5月26日以降、通常の特定入院料の3倍の点数を算定できるとされましたが、5月25日迄に入院登録済みの患者で5月26日以降も新型コロナウイルス感染症による入院の場合は、[I01 入退院登録]画面で「転科 転棟 転室」処理が必要となります。異動日に5月26日を指定して処理を行ってください。

3. 救急医療管理加算

患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療について新型コロナウイルス感染症患者の重症化や、他の患者及び医療従事者への感染拡大を防ぐための管理の評価として、中等症以上（酸素吸入が必要な状態）の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1 の 100 分の 200 に相当する点数（1,900 点）を算定できる。（届け出は不要）

令和 2 年 5 月 26 日【事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」
専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1 の 100 分の 300 に相当する点数（2,850 点）を算定できることとすること。

また、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、当該点数を 15 日目以降も算定できることとすること。なお、その場合においては、継続的な診療が必要と判断した理由について、摘要欄に記載すること。

令和 2 年 9 月 15 日【事務連絡】

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 27）」
中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について中等症の新型コロナウイルス感染症患者のうち、呼吸不全を認める者については、呼吸不全に対する診療及び管理（以下、「呼吸不全管理」という。）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14 日を限度として 1 日につき救急医療管理加算 1 の 100 分の 500 に相当する点数（4,750 点）を算定できることとすること。

また、呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者のうち、継続的に診療が必要な場合には、当該点数を 15 日目以降も算定できることとすること。なお、その場合においては、継続的な診療が必要と判断した理由について、摘要欄に記載すること。

算定する場合は診療行為入力画面より以下のコードを入力します。

【A205 救急医療管理加算】

（2 倍の点数算定時）

算定コード	名 称	点数
190221350	救急医療管理加算（診療報酬上臨時的取扱）	1,900 点

（3 倍の点数算定時）

算定コード	名 称	点数
190225850	救急医療管理加算（診療報酬上臨時的取扱）	2,850 点

※システムの都合上、3 倍の点数算定時に 5 月 26 日以降に有効な算定コードについて点数マスタの有効開始日を 5 月 1 日からとしています。誤って 5 月 25 日以前に入力を行わないように注意してください。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 27）」
による算定コード新設

算定コード	名 称	点数
190232650	救急医療管理加算（診療報酬上臨時的取扱・呼吸不全管理）	4,750 点

※システムの都合上、5 倍の点数算定時に 9 月 15 日以降に有効な算定コードについて点数マスタの有効開始日を 9 月 1 日からとしています。誤って 9 月 14 日以前に入力を行わないように注意してください。

乳幼児加算、小児加算を算定する場合は以下のコードも入力します。

算定コード	名 称	点数
190100170	乳幼児加算（救急医療管理加算）	400 点
190145370	小児加算（救急医療管理加算）	200 点

※乳幼児加算、小児加算については点数マスタの上限回数が「14」に設定されています。
幼児、乳幼児について「救急医療管理加算（診療報酬上臨時的取扱）」を 15 日目以降も算定する場合は、以下の方法で点数マスタの登録内容を変更してください。

日レセ ver 5. 1	日レセ ver 5. 0
(Z03) 点数マスタ画面から遷移する (Z10) ユーザ設定画面で以下の設定を行い登録します。 ・有効期間 : R 2. 5. 1 ~ 99999999 ・算定履歴 : 1 有効（算定履歴作成） ・回数 月 : 14 ・エラー処理 : 9	(Z03) 点数マスタ画面で以下の設定を行い登録します。 ・算定履歴 : 1 有効（算定履歴作成） ・回数 月 : 14 ・エラー処理 : 9

4. 看護配置加算

新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、1日につき二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できる。
(届け出は不要)

算定する場合は診療行為入力画面より以下のコードを入力します。

【A300 救命救急入院料】

算定コード	名 称	点数
190222610	看護配置（救命救急入院料 1・診療報酬上臨時的取扱）	500 点
190222710	看護配置（救命救急入院料 2・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点
190222810	看護配置（救命救急入院料 3・診療報酬上臨時的取扱）	500 点
190222910	看護配置（救命救急入院料 4・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点

【A301 特定集中治療室管理料】

算定コード	名 称	点数
190223810	看護配置（特定集中治療室管理料 1・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点
190223910	看護配置（特定集中治療室管理料 2・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点
190224010	看護配置（特定集中治療室管理料 3・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点
190224110	看護配置（特定集中治療室管理料 4・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点

【A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料】

算定コード	名 称	点数
190224410	看護配置（ハイケアユニット入院医療管理料 1 診療報酬上臨時的取扱）	500 点
190224510	看護配置（ハイケアユニット入院医療管理料 2 診療報酬上臨時的取扱）	500 点

【A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料】

算定コード	名 称	点数
190224710	看護配置（脳卒中ケアユニット入院医療管理料・診療報酬上臨時的取扱）	750 点

【A301-4 小児特定集中治療室管理料】

算定コード	名 称	点数
190225010	看護配置（小児特定集中治療室管理料・診療報酬上臨時的取扱）	1,000 点

【A302 新生児特定集中治療室管理料】（新設）

算定コード	名 称	点数
190225310	看護配置（新生児特定集中治療室管理料・診療報酬上臨時的取扱）	750 点

【A303 総合周産期特定集中治療室管理料】（新設）

算定コード	名 称	点数
190225610	看護配置（総合周産期特定集中治療室管理料・診療報酬上臨時的取扱）	750 点

5. 転院を受け入れた医療機関に係る評価について

令和 2 年 5 月 26 日【事務連絡】

3. 転院を受け入れた医療機関に係る評価について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」
 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合（※）であっても、二類感染症患者入院診療加算（250点）を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。

令和 2 年 12 月 15 日【事務連絡】

2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」
 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 19）」（令和 2 年 5 月 26 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 3 及び問 6 は、本日付け廃止する。

【A210 二類感染症患者入院診療加算】（新設）

算定コード	名 称	点数
190232670	二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）	750 点

※上記の算定コードについては 12 月 15 日以降から算定可能ですが、システムの都合上点数マスタの有効開始日を 12 月 1 日からとしています。誤って 12 月 14 日以前に入力を行わないよう注意してください。

日レセの入院料加算チェックは社会保険診療報酬支払基金の医科電子点数表に準じて行っていますが、新設された「190232670 二類感染症患者入院診療加算」については 12 月 16 日時点の医科電子点数表がこれに対応していないことから、診療行為画面より当該加算の入力時に「算定入院料では算定できない加算です。！警告入院会計を確認してください。」と警告メッセージが表示されますが、この場合は警告メッセージを閉じてそのまま登録を行ってください。

警告メッセージ表示は「閉じる」を押下し、そのまま登録を行います。

The screenshot displays the ORCA Project software interface. At the top, there is a title bar with the text "(K02N)診療行為入力-入院診療行為入力-ORCA病院 [ormaster]". Below the title bar, there are several input fields for patient information, including a patient ID "00001", name "テスト カンジャ", gender "男", and insurance "0001 協会 (01130012)". There are also fields for age "52才" and department "01 内科". A warning message dialog box is overlaid on the main interface. The dialog box has a title bar "(KERR2)エラー情報" and contains the following text: "K910", "算定入院料では算定できない入院料加算です。", and "警告！入院会計照会を確認して下さい。". There is a "閉じる" (Close) button at the bottom of the dialog box. The main interface also features a table with columns "診区", "入力コード", "名称", and "数量・点数". The table contains one row with the value "190232670". At the bottom of the interface, there are several buttons for navigation and actions, including "診療選択", "クリア", "セット登録", "受付", "患者登録", "入退院登録", "病名登録", "収納登録", "会計照会", "算定履歴", "入院会計", "中途終了", "戻る", "患者取消", "前回患者", "訂正", "入力CD", "前頁", "次頁", "DO", "氏名検索", "予約登録", "受付一覧", and "登録".